

介護保険サービスを提供する事業所

サービス種別	
(介護予防) 訪問介護	(介護予防) 認知症対応型共同生活介護
(介護予防) 訪問入浴介護	地域密着型通所介護
(介護予防) 通所介護	地域密着型特定施設入居者生活介護
(介護予防) 通所リハビリテーション	地域密着型介護老人福祉施設
(介護予防) 短期入所生活介護	複合型サービス (看護小規模多機能型居宅介護)
(介護予防) 短期入所療養介護	介護老人福祉施設
(介護予防) 特定施設入居者生活介護	介護老人保健施設
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	介護療養型医療施設
夜間対応型訪問介護	第一号訪問事業
(介護予防) 認知症対応型通所介護	第一号通所事業
(介護予防) 小規模多機能型居宅介護	

・上記の施設・事業所での介護業務が免除対象業務です。相談業務や施設長業務は含まれません。

・県内で免除対象業務以外の福祉分野へ就職・転職した場合は「福祉系高校修学資金返還充当資金」の対象になる場合があります。

・「福祉系高校修学資金返還充当資金」の対象にも当てはまらない業務へ転職した方は、返還となります。

・千葉県外へ就職・転職した方は、返還となります。

・県内で免除対象業務に従事した後に、本人の意思によらず人事異動等により県外等へ配属となった場合には、免除対象業務に従事しているものとみなします。ただし、雇用開始の時点で県内の指定施設における免除対象業務に配属された人に限ります。雇用開始時点で、県外もしくは免除対象業務外へ配属された場合には、返還となります。